

島根県西部現地家畜伝染病防疫対策本部設置要領

平成18年4月1日 制 定

平成29年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、広域にまん延する恐れのある家畜の伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生時に、島根県家畜伝染病防疫対策本部等設置要綱に基づき設置される「西部現地家畜伝染病防疫対策本部」（以下「西部現地対策本部」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2 組織は次により設置する。

- 1 西部現地対策本部は、西部農林振興センターに置く。
- 2 西部現地対策本部には、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は西部農林振興センター所長を、副本部長は各部長をもって充てる。
- 4 西部現地対策本部には、「西部家畜伝染病防疫連絡調整会議」（以下「西部防疫連絡調整会議」という。）を置き、関係機関、関係市町、団体並びに西部農林振興センター相互間の連絡調整及び防疫体制に関する事項について協議する。
- 5 西部現地対策本部の構成は、別表1のとおりとし、西部防疫連絡調整会議の構成は、別表2のとおりとする。ただし、伝染性疾病の種類あるいは発生状況等必要に応じて、本部長がこれと異なる組織構成を定めることができる。

(職務)

第3 各職務は次に掲げるとおりとする。

- 1 本部長は、本部を総轄する。
- 2 各副本部長は、各班の事務を掌理するとともに、本部長を補佐する。
- 3 各班長及び係長は、各班及び係の事務を掌理する。各班及び係の分担任務は、別表3のとおりとする。

(総務)

第4 西部現地対策本部の総務は、西部農林振興センター総務企画部が処理する。

(雑則)

第5 この要領に規定するもののほか、西部現地対策本部の組織及び運営に関して必要な事項は島根県家畜伝染病防疫対策本部と協議し、西部現地対策本部長が定める。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

改正履歴	平成18年4月1日	制定
	平成19年4月1日	一部改正
	平成20年4月1日	一部改正
	平成20年12月1日	一部改正
	平成21年4月1日	一部改正
	平成23年12月1日	一部改正
	平成25年4月1日	一部改正
	平成29年4月1日	一部改正

西部現地対策本部の構成

区分	構成		備考
■本部長	西部農林振興センター所長		
■副本部長			
防疫対策総括	西部農林振興センター川本家畜衛生部長 西部農林振興センター益田家畜衛生部長		川本家畜衛生部管内発生での主務者 益田家畜衛生部管内発生での主務者
総務班担当	西部農林振興センター総務企画部長		
総務班動員調整係担当	西部県民センター総務企画部長		
評価班担当	西部農林振興センター農政部長		
移動規制班担当	西部農林振興センター農業普及部長 西部農林振興センター県央事務所長 西部農林振興センター益田事務所長		浜田地域での発生の場合の主務者 県央地域での発生の場合の主務者 益田地域での発生の場合の主務者
防疫対策班 畜舎作業係担当 焼埋却調整係担当	西部農林振興センター林業部長 西部農林振興センター県央事務所林業部長 西部農林振興センター益田事務所林業部長		浜田地域での発生の場合の主務者 県央地域での発生の場合の主務者 益田地域での発生の場合の主務者
防疫対策班 焼埋却処分係担当	県央県土整備事務所農林工務部長 県央県土整備事務所大田事業所長 浜田県土整備事務所農林工務部長 益田県土整備事務所農林工務部長		県央県土整備事務所管内発生での主務者 県央県土整備事務所大田事業所管内発生での主務者 浜田県土整備事務所管内発生での主務者 益田県土整備事務所管内発生での主務者
健康調査班担当	県央保健所総務保健部長 浜田保健所総務保健部長 益田保健所総務保健部長		県央保健所管内発生での主務者 浜田保健所管内発生での主務者 益田保健所管内発生での主務者
班・係名	班長・係長	担当	備考
■総務班 【班長】	西部農林振興センター総務企画部総合振興スタッフ調整監		
総務係 【係長】	西部農林振興センター総務企画部総務課長	西部農林振興センター職員	
資機材確保係 【係長】	西部農林振興センター総務企画部調査計画スタッフ企画幹	西部農林振興センター職員	
動員調整係 【係長】	西部県民センター総務企画部総務課長	西部県民センター職員	
集合場所係 【係長】	西部農林振興センター総務企画部総合振興スタッフ企画幹	西部農林振興センター職員	
■防疫対策班 【班長】	家畜衛生部川本家畜衛生課長 家畜衛生部益田家畜衛生課長		川本家畜衛生部管内発生での主務者 益田家畜衛生部管内発生での主務者
現地指揮【現地指揮者】	西部農林振興センター川本家畜衛生部防疫主務者 西部農林振興センター益田家畜衛生部防疫主務者	西部農林振興センター以外の家畜防疫員	川本家畜衛生部管内発生での主務者 益田家畜衛生部管内発生での主務者
サポート係 【係長】	西部農林振興センター総務企画部調査計画スタッフ調整監	西部農林振興センター職員	
消毒警備係 【係長】	西部農林振興センター石見木材振興スタッフ調整監	西部農林振興センター職員	
畜舎作業係 【係長】	西部農林振興センター川本家畜衛生部家畜防疫員 西部農林振興センター益田家畜衛生部家畜防疫員	西部農林振興センター職員	川本家畜衛生部管内発生での主務者 益田家畜衛生部管内発生での主務者
焼埋却調整係 【係長】	東部農林振興センター松江家畜衛生部家畜防疫員 東部農林振興センター出雲家畜衛生部家畜防疫員	西部農林振興センター職員	
焼埋却処分係 【係長】	県央県土整備事務所農林工務部農村整備課長 県央県土整備事務所大田事業所農村整備課長 浜田県土整備事務所農林工務部農村整備課長 益田県土整備事務所農林工務部農村整備課長	県央県土整備事務所職員 県央県土整備事務所大田事業所職員 浜田県土整備事務所職員 益田県土整備事務所職員	県央県土整備事務所管内発生での主務者 県央県土整備事務所大田事業所管内発生での主務者 浜田県土整備事務所管内発生での主務者 益田県土整備事務所管内発生での主務者
検診追跡係	西部農林振興センター川本家畜衛生部家畜防疫員 西部農林振興センター益田家畜衛生部家畜防疫員	西部農林振興センター職員	益田家畜衛生部管内発生の場合 川本家畜衛生部管内発生の場合
病性鑑定係	西部農林振興センター川本家畜衛生部家畜防疫員 西部農林振興センター益田家畜衛生部家畜防疫員		川本家畜衛生部管内発生の場合 益田家畜衛生部管内発生の場合
■移動規制班 【班長】	西部農林振興センター浜田普及部浜田地域振興課長 西部農林振興センター県央事務所大田支所長 西部農林振興センター益田事務所益田南地域振興課長	西部農林振興センター職員	浜田地域での発生の場合の主務者 県央地域での発生の場合の主務者 益田地域での発生の場合の主務者
■評価班 【班長】	西部農林振興センター構造対策緊急地域・6次産業スタッフ調整監		西部農林振興センター職員
■健康調査班 【班長】	県央保健所総務保健部健康増進課長 浜田保健所総務保健部健康増進課長 益田保健所総務保健部健康増進課長	県央保健所職員 浜田保健所職員 益田保健所職員	県央保健所管内発生での主務者 浜田保健所管内発生での主務者 益田保健所管内発生での主務者

※発生状況等必要に応じて、島根県家畜伝染病防疫対策本部により動員された職員を担当に加える。

※発生状況等必要に応じて、家畜防疫機動班員等を加える。

西部防疫連絡調整会議の構成

区分	構成	備考
会長	西部現地対策本部長	
副会長	〃 副本部長	
会員	【西部現地対策本部】	
	各班長及び係長	
	【関係機関】	
	警察署	制限区域を管轄する警察署
	市町	発生農場が所在する市町並びに制限区域に含まれる市町
	【関係団体】	
	農業協同組合	発生農場が所属する地区本部並びに制限区域に管轄地域が含まれる地区本部
	酪農農業協同組合	発生農場が所属する組合並びに制限区域に管轄地域が含まれる組合
	農業共済組合	発生農場が所属する組合並びに制限区域に管轄地域が含まれる組合
	家畜診療所	発生農場を管轄する診療所並びに制限区域に管轄地域が含まれる診療所
	建設業協会地区協会	発生農場が所在する地域を管轄する地区協会
	島根県警備業協会	
	島根県造園協会	
総務	西部現地対策本部総務班	

※伝染性疾病の種類あるいは発生状況等必要に応じて、参集範囲を定める。

西部現地対策本部所掌事務

区分	所掌事務
■本部長	1) 現地対策本部統轄に関する事 2) 市町村、関係機関との連絡調整に関する事 3) 焼埋却地等の調整に関する事
■副本部長	1) 本部長の補佐に関する事 2) 家畜伝染病予防法に基づく事務の統轄に関する事 3) 現地防疫対策の策定及び各班・係の調整に関する事 4) 防疫作業員の労務管理に関する事 5) 県本部との連絡調整に関する事
■総務班	
総務係	1) 人員・資材の確保に関する事 2) 防疫資材等の出納事務に関する事 3) 焼埋却費用等の申請手続きに関する事 4) 現地対策本部の総務に関する事
資機材確保係	1) 資材、機材の確保に関する事
動員調整係	1) 動員調整に関する事
集合場所係	1) 集合場所の設営と運営に関する事 2) 資材及び弁当の配布と管理に関する事 3) 発生農場等への送迎調整に関する事 4) 送迎車両等の消毒に関する事
■防疫対策班	
現地指揮	1) 発生農場等における防疫措置の進捗管理に関する事
サポート係	1) サポートポイントの設営と運営に関する事 2) 防疫作業員の防疫服等の着脱及び手指消毒・うがいの補助に関する事 3) 防疫資材の配布と管理に関する事
消毒警備係	1) 発生農場周辺での立入禁止、通行規制、車両及び作業員の消毒等に関する事
畜舎作業係	1) 発生農場におけると殺処分、清掃、消毒に関する事 2) と殺家畜の畜舎からの搬出に関する事
焼埋却調整係	1) 焼埋却地の調整に関する事 2) と殺家畜及び汚染物品の焼埋却処分を補助すること 3) 焼埋却地の立入禁止、通行制限、車両及び作業員の消毒等に関する事
焼埋却処分係	1) と殺家畜及び汚染物品の焼埋却処分に関する事 2) と殺家畜及び汚染物品の焼埋却処分地への運搬に関する事
検診追跡係	1) 疫学関連農場等の調査に関する事 2) 移動制限区域内等の清浄性の確認に関する事
病性鑑定係	1) 病性鑑定に関する事 2) 発生農場の疫学調査に関する事 3) 病性鑑定材料の採取・輸送に関する事
■移動規制班	1) 移動及び搬出の制限と消毒ポイントにおける車両消毒に関する事 2) 移動制限の対象外に係る確認業務等に関する事
■評価班	1) と殺処分家畜の評価に関する事 2) 手当金交付に係る事務に関する事 3) 移動制限に伴う損失等の評価に関する事
■健康調査班	1) 防疫作業員の健康調査に関する事 2) 農場従業員等の健康調査に関する事

【主な改正点】

- 1 別表1において、「焼埋却作業係」を「焼埋却調整係」に変更した。
- 2 別表1において、構成員の配置を一部変更した。
 - (1) 資機材確保係係長
調査計画スタッフを表示した。
 - (2) 集合場所係係長
企画員 → 企画幹
 - (3) 評価班班長
農政部農政課長 → 構造対策緊急地域・6次産業スタッフ調整監
- 3 別表2において、関係団体の参集範囲を示した。
- 4 別表3において、「焼埋却作業係」を「焼埋却調整係」に変更した。
- 5 この一部改正の施行期日を平成29年4月1日とする。